資料３

令和元年９月17日

全国市長会
政策推進委員会委員各位
社会文教委員会委員各位

全国市長会会長

幼児教育・保育無償化の副食費の取り扱いについて（続報）

本日、関係委員会委員の皆様にご協力をお願いいたしました、別添１の件につきまして、早速、行動いただきました市区長の皆様におかれては誠にありがとうございます。

また、本日夕刻、私も官邸にて菅官房長官に面会し、別添２の通知文を白紙撤回することについて強く要請いたしました。官房長官から、文書を以て白紙撤回するとの回答をいただいたところであります。

明日、内閣府から、その旨の通知文書が発出されることとなりますので、ご承知おきください。

（問い合せ先）
全国市長会 社会文教部（藤沼、遠藤、森田）
電　話　　03（3262）2318・直通
ファクス　　03（3263）5483
電子メール　shabun@mayors.or.jp

別添１

令和元年９月17日

全国市長会
　政策推進委員会委員各位
　社会文教委員会委員各位

全国市長会会長

幼児教育・保育無償化の副食費の取り扱いについて（お願い）

幼児教育・保育の無償化に係る制度設計については、昨年末に設置した国と地方の協議の場（PDCA 協議会）において、これまで精力的に協議を行ってきたところでありますが、９月４日の段階にいたって、副食費の取り扱いについて、保護者負担に影響を及ぼす重要な制度変更が国において突然決定され、地方に通知されました。

地方側に一切相談のないままに、施行直前の段階でこのように影響の大きい制度の根幹事項を一方的に変更することは、国と地方の協議の場の設置の趣旨に反するもので、到底容認できるものではありません。

このため、全国市長会と全国町村会では、国がこの変更を速やかに撤回しない場合には、会長連名で抗議の意思表明をせざるを得ない状況となっています。

つきましては、ご参考までに抗議声明文（案）をお送りしますので、地元選出国会議員へ働き掛けを行っていただくなど、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(問い合せ先)
全国市長会 社会文教部（藤沼、遠藤、森田）
電　話　　03（3262）2318・直通
ファクス　　03（3263）5483
電子メール　shabun@mayors.or.jp

(案)

別添１

内閣府への要請とマスコミ発表原稿案

幼児教育保育無償化の副食費の取扱いについて（案）

幼児教育・保育の無償化に際しては、「幼児教育に関する国と地方の協議の場（ＰＤＣＡ協議会）」が設置され、市町村実務検討チーム等において、詳細な制度設計の協議が進められてきた。その中で、無償化に伴い保護者から実費徴収することとされた副食費については、保育料の一部として保護者に月額 4,500 円を求めることを前提に協議を進め、住民や議会に対しても理解を求めてきた。

しかしながら、本年８月 22 日に国が示した令和元年 10 月以降の公定価格の単価案においては、公定価格から約 5,000 円減額されていた。さらに国は、本年９月４日の事務連絡において保護者負担分を 5,181 円に増額し、増加分を栄養管理加算等の拡充に充てるとしているが、この段階での唐突な変更は到底了解できるものではなく、９月５日の実務検討チーム打ち合わせ会でも、出席の自治体から多くの異議が出された。実際に、無償化の施行を目前にして、これまでの説明と異なる保護者負担額が突然示されたことには唖然とするばかりである。

幼児教育・保育の無償化に関しては、国と実施主体である市町村との協議を十分に重ねるべくＰＤＣＡ協議会を立ち上げ、その決定に基づいて実施されることを確認してきた。それが何の相談もなく無償化施行直前の段階で一方的に国民への負担金額を変更することは余りに非民主的と言わざるを得ない。

既に一部の自治体には負担金額の変更を決定する旨の通達が届いており、困惑と混乱が生じているが、国は本来の原則に則り早急に是正すべきである。

令和元年９月●日

全国市長会長　立谷秀清
全国町村会長　荒木泰臣

別添２

事　務　連　絡
令和元年９月４日

各都道府県　子ども・子育て支援新制度担当部局　御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

令和元年10月以降の２号認定子どもの公定価格における
副食費の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年10月以降の公定価格の単価案について、令和元年８月22日付けで各都道府県宛てにお送りしたところですが、副食費が施設等による徴収となることに伴う公定価格の金額の変動に関して、多くの照会をいただいているところです。金額の変動の内容等について、別紙のとおり整理しておりますので、各都道府県におかれましては、その内容についてご承知おきいただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

この度は、令和元年10月以降の公定価格の単価案や本取扱いについてお示しするのが遅れ、大変恐縮ですが、本取扱いの趣旨をご理解いただくとともに、引き続き幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向けご協力をお願いいたします。

【担　当】
内閣府子ども・子育て本部参事官
（子ども・子育て支援担当）付　給付担当
TEL：03-5253-2111（内線38346、38344）

厚生労働省子ども家庭局保育課　保育調整係
TEL：03-5253-1111（内線4855）

別添２

（別紙）

２号認定子どもの公定価格における副食費の取扱い

○　これまでは、

①　保育料における副食費については、平成 10 年に保育料の考え方を見直した際に、当時の運営費上の食材料費を踏まえ、月額 4,500 円と設定し、これまで据え置いてきたところです。

②　一方、公定価格における副食費については、毎年の物価等の変動を勘案し、今年度４月の公定価格においては月額 5,181 円を事業費に計上しています。

③　実際の保育所等における児童１人当たりの副食費の支出額（月額）は、平成 30 年度に実施した「保育所等の運営実態に関する調査結果」では、

・０歳～２歳児の副食費は 4,350 円
・３歳～５歳児の副食費は 4,688 円
・この調査結果から、平成 30 年３月の利用児童数*を基に加重平均すると 4,546 円

でした。

＊平成 30 年３月の福祉行政報告例（月報）（平成 30 年３月）における保育所及び幼保連携型認定こども園の利用児童数

○　今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年 10 月から２号認定子どもの副食費は、保育料の一部として市町村が徴収する形から施設等による徴収に変更され、

①　これまで保育料における副食費が月額 4,500 円であったことや、副食費の支出額の実態がその額に近かったこともあり、副食費徴収免除加算の金額を月額 4,500 円に設定するとともに、施設等が徴収する副食費の金額は月額 4,500 円を目安とする考え方を示しました。

②　公定価格における副食費については、月額 5,181 円を減額する一方で、4,500 円との差分を活用して、栄養管理加算とチーム保育推進加算を拡充し、食育の充実を図り、公定価格全体としては影響がないようにしました。

（拡充内容）
・栄養管理加算：非常勤の栄養士を配置する場合の加算単価（年額相当で約 90 万円）を追加
・チーム保育推進加算（年額約 500 万円）：平均経験年数に係る要件を「15 年以上」から「12 年以上」に緩和

○　なお、上記の他、消費税率の 10%への引上げ対応の影響があるため、令和元年 10 月以降の基本分単価と４月から９月の基本分単価を比較すると、月額 5,181 円ではなく利用定員ごとに異なりますが月額約 5,000 円程度の減額となります。

ＦＡＸ送信票

各支部市長会、各都道府県市長会事務局長　様

令和元 年9 月18日

送信枚数は、この送信票を含む　　３　枚です。

［送信内容及び連絡事項］

別添文書を本日（18日）、全市長あてに送付（ＦＡＸ）いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

※昨日（17日）お送りした「幼児教育・保育無償化の副食費の取り扱いについて」（令和元年９月17日全国市長会会長）においてご連絡しておりました、内閣府からの通知文書です。市区への情報共有可能ですので、昨日の文書を市区へ情報提供いただきました支部市長会・都道府県市長会におかれては、本通知文書についてもご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。
　正式な伝達については、本日中に、内閣府から都道府県を通じて発出される見込みです。

発信者　全国市長会 社会文教部

担当：藤沼、森田、吉木、遠藤

〒102－8635
東京都千代田区平河町２－４－２ 全国都市会館４階
ＴＥＬ　０３－３２６２－２３１８
ＦＡＸ　０３－３２６３－５４８３
メール　shabun@mayors.or.jp

府子本第511号
子発0918第1号
令和元年9月18日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局（長）　殿
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部統括官
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局長
（公印省略）

令和元年10月以降の公定価格の単価案の見直しについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化の施行に伴う令和元年10月以降の公定価格（特定教育・保育等に要する費用算定基準等をいう。以下同じ。）の単価案については、同年8月22日付けで各都道府県宛てにお送りしていたところです。

この中で、保育認定に係る単価表の案における2号認定子どもについて、副食費が施設等による徴収となることに伴う変動として、これまで副食費相当額として積算されてきた月額5,181円を減額することを前提とした基本分単価案をお示ししておりました。同時に、これまで保護者にご負担いただいてきた保育料における副食費の内訳や各施設の副食費の支出の実態を踏まえた副食費の目安として提示しておりました4,500円との差分681円を活用し、栄養管理加算とチーム保育推進加算の拡充に係る単価案も合わせてお示ししておりました。

しかしながら、今回の公定価格の改定案の公表については、当初予定されていた7月よりも遅れ、市町村（特別区を含む。）及び事業者に対し、十分に行き届いた説明・周知を行うことができず、本年10月以降の経営上の対応に関する御懸念をはじめ、現場での混乱が生じているものと承知しております。

こうした諸般の事情に鑑み、最終的な10月改定の公定価格としては、関係各所との調整を踏まえ、2号認定子どもの基本分単価から減額する副食費相当額を5,181円とすることを見送り、4,500円にとどめることといたしました。また、栄養管理加算とチーム保育推進加算については、5,181円の減額を前提として拡充を講じる予定であったことから、基本分単価の減額幅の4,500円への見直しに伴い、これらの加算の拡充措置の実施も見送ることといたしました。

令和２年度における基本分単価や栄養管理加算及びチーム保育推進加算の取扱いについては、改めて子ども・子育て会議の議論を経て、来年度予算編成の過程で決定してまいります。

この度は、令和元年10月以降の公定価格の単価案についてお示しするのが遅れ、それにより現場の混乱を生じさせておりますことをまずもってお詫びするとともに、引き続き幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向け御協力をお願いします。

なお、令和元年９月４日付け事務連絡「令和元年10月以降の２号認定子どもの公定価格における副食費の取扱いについて」は、廃止します。

【担　当】

内閣府子ども・子育て本部参事官
（子ども・子育て支援担当）付　給付担当
TEL：03-5253-2111（内線38346、38344）

厚生労働省子ども家庭局保育課　保育調整係
TEL：03-5253-1111（内線4855）